

駐車監視員活動ガイドライン

平成27年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。
 ※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点 路線	◎ 最重点路線		
		路線（区間）	重点時間帯
		国道19号線（久屋東交差点～小川町交差点～旭丘歩道橋）	9時～20時
		国道41号線（高岳交差点～清水口交差点）	9時～20時
		市道堀田高岳線（東新町北交差点～高岳交差点）	9時～20時
		市道錦通線（錦通久屋交差点～新千種橋西交差点）	9時～20時
		○ 重点路線	
		路線（区間）	
		県道田名古屋線（清水橋東～古出来町交差点）	9時～20時
		市道名古屋環状線（古出来町交差点～古出来町一丁目交差点）	9時～20時
	主要地方道都通布池線（小川町交差点～北裏橋西交差点）	9時～20時	
重点 地域	◎ 最重点地域		
		地域（町名）	重点時間帯
		東桜・泉地区 ・東桜一丁目～二丁目・久屋町8丁目・東新町 ・泉一丁目～三丁目・武平町5丁目・西新町1丁目	9時～20時
		○ 重点地域	
		地域（町名）	重点時間帯
		葵地区 ・葵一丁目～三丁目・代官町	9時～20時
		白壁地区 ・白壁一丁目～五丁目・飯田町・檀木町・主税町 ・東片端町・東外堀町・上堅杉町・相生町	9時～20時
		矢田地区 ・矢田一丁目～二丁目・矢田南1丁目～5丁目	9時～20時
		徳川地区 ・徳川町・徳川一丁目～二丁目 ・赤塚町・山口町・東大曾根町 ・芳野一丁目～三丁目・大曾根一・二丁目	9時～20時
		筒井小学校地区 ・筒井一丁目～筒井三丁目・筒井町4丁目 ・車道町1丁目～3丁目 ・黒門町・百人町	9時～20時
		新出来地区 ・新出来一丁目～二丁目 ・出来町一丁目～三丁目 ・古出来一丁目～二丁目 ・豊前町・明倫町・大松町	9時～20時
		○ 自動二輪・原付重点路線	
		路線	重点時間帯
		上記最重点路線（4路線）	9時～20時
	主要地方道都通布池線（桜通久屋東交差点から北裏橋交差点）	9時～20時	
	市道久屋東線（久屋橋交差点から錦通久屋交差点）東側歩道上	9時～20時	
	市道外堀通（市政資料館南交差点から黒門町交差点）	9時～20時	
	市道山口堅代官町線（山口町交差点から桜通水筒先交差点）	9時～20時	
	市道久屋駿河町線（テレビ塔東交差点から高岳南交差点）	9時～20時	

愛知県東警察署

駐車監視員活動ガイドライン

